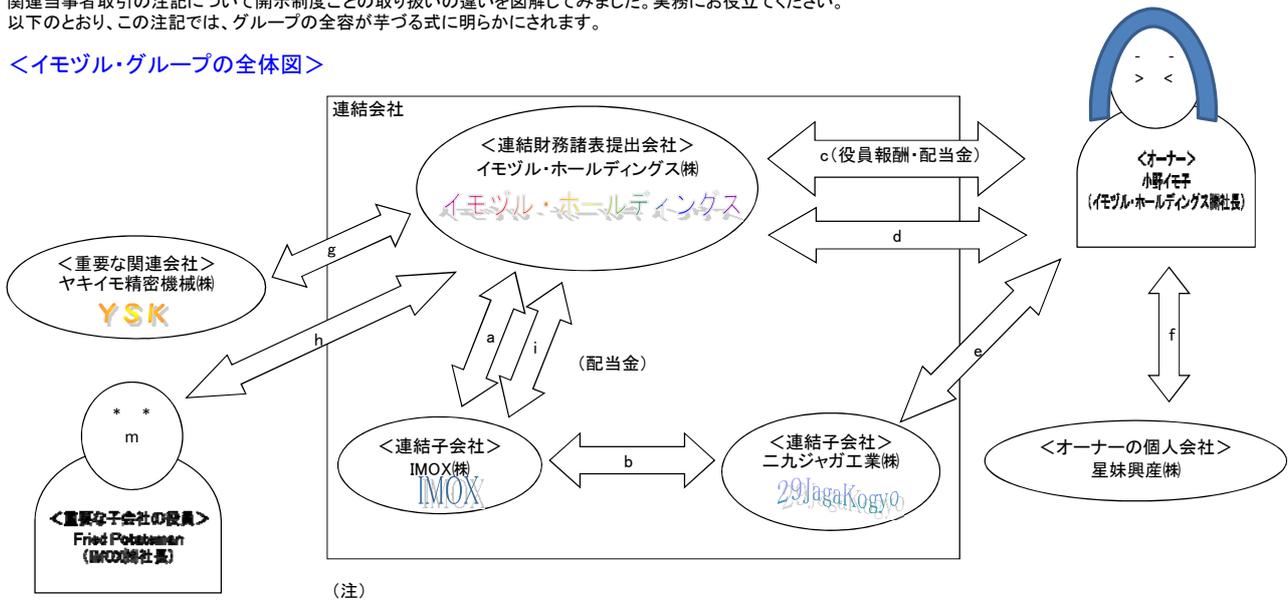


## 図解！ 関連当事者との取引の注記の考え方

関連当事者取引の注記について開示制度ごとの取り扱いの違いを図解してみました。実務にお役立てください。  
以下のとおり、この注記では、グループの全容が芋づる式に明らかになります。

### <イモツル・グループの全体図>



(注)

a ~ i は取引を示しており、c と i を除き開示対象とされる性質の取引とします。

会社名、人物名はすべて架空のものです。

### <イモツル・ホールディングス(株)の開示対象取引>

開示書類名	連結or個別	a	b	c	d	e	f	g	h	i
会社法による計算関係書類	連結計算書類									
	計算書類	○			○			○		
有価証券報告書	連結財務諸表				○	○		○	○	
	財務諸表									

本例は連結財務諸表を作成するケースで、重要な関連会社には持分法を適用しています。

有価証券報告書では、連結財務諸表を作成している場合は個別財務諸表での関連当事者取引の注記は求められません。

会社法では連結計算書類での関連当事者取引の注記は要求されていません。

上記表の○印取引でも重要性がなければ開示を省略できます。

有価証券報告書では、一般競争入札による取引、預金利息、配当の受取りについては開示対象外です。

会社法では、一般競争入札等に加えて、市場価格による取引等も注記を要しないことになっています。有価証券報告書と取扱いが異なるので注意です。

いずれの制度でも役員報酬等は開示対象外です。

### <計算書類で関連当事者取引の注記を求められる株式会社>

	公開会社	非公開
会計監査人設置	要	要
会計監査人設置せず	要 **1	—

公開、非公開の別は株式譲渡制限会社でないかどうかのことです。

会社法では、会計監査人の設置の有無と会社の公開性を基準に注記の要否を定めています。

\*\*1 会計監査人設置会社と比べると、注記すべき事項のうち一部については省略可となっています。

ただし、その場合も省略した事項を附属明細書に記載することになっているので、大差はないです。

### <有価証券報告書に関するその他の留意点(主なもの)>

- ① 関連当事者の範囲は、親会社の役員等、本ケースで扱ってないものもあります。
- ② 関連当事者に対する貸倒懸念債権及び破産更生債権等に係る情報も開示が求められます。
- ③ 重要な関連会社が存在する場合にはその名称及び要約財務諸表を、親会社が存在する場合はその名称を開示します。

<Keyword>

#### 芋づる式

一つのことに関連して多くのことが現れるさま。